

指定行動援護事業所におけるサービス提供責任者の資格要件に係る経過措置の延長について

○サービス提供責任者

資格
<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員基礎研修修了者 ・ヘルパー1級 ・ヘルパー2級+3年以上の実務経験 ・行動援護従業者養成研修修了者

+

実務経験年数	軽減措置(平成27年3月31日まで)
知的又は精神障害に関する実務経験 5年	行動援護従業者養成研修(20時間) + 知的又は精神障害に関する実務経験 3年

※ヘルパー2級における実務経験(3年以上)のうち知的又は精神障害に関する実務経験を含めて差し支えない。

○ヘルパー

資格
<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員基礎研修終了者 ・ヘルパー1級 ・ヘルパー2級 ・行動援護従業者養成研修修了者

+

実務経験年数	軽減措置(「当面の間」の措置)
知的又は精神障害に関する実務経験 2年	行動援護従業者養成研修(20時間) + 知的又は精神障害に関する実務経験 1年 ※報酬30%減算。